

令和2年度 和歌山県中小企業融資制度の改正点

新規融資枠900億円を維持

事業承継の促進

① 事業承継を促進するため、**【事業承継支援資金】を創設**。

経緯

政府は、事業承継を推進するにあたり、**経営者保証が後継者候補の確保のネック**であると分析し、成長戦略2019において、より一層事業承継促進の取組を強化することを決定した。

その具体的施策の一環として、事業承継の際、一定の要件を満たす企業を対象として、**経営者保証を非徴求とする新たな信用保証制度（事業承継特別保証制度）の創設**が予定されており、和歌山県としても、当該制度創設に併せ、以下の改正を行う。

措置内容

資金・枠	内容				
事業承継支援資金 【新設】	事業承継支援枠	成長サポート資金より移設			
	承継特別支援枠 【新設】	対象	保証人	利率	
		事業承継特別保証制度に定められる一定の要件を満たす方 (資金繰り安定資金借換枠のような要件は求めない)		不要	年 1.20% 以内
		資金用途	融資限度額		
設備・運転・返済資金 (返済資金：保証協会の保証付きであって、個人保証を付している既往借入金) ただし、承継済みの方は返済資金のみ利用可		2億8千万円以内 ただし、返済資金を含む場合は8,000万円上限。 また、別口の利用を妨げない			

【参考】事業承継特別保証制度における要件（概要）
次の（1）又は（2）に該当し、かつ、①～④全てに該当する中小企業者。
（1）3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
（2）令和2年1月1日から事業承継を実施した法人であって、3年を経過していないもの。
①資産超過、②EBITDA有利子負債倍率10倍以内、③法人・個人の分離がなされている
④返済緩和している借入金がない

小規模事業者への支援拡充

② 小規模事業者の円滑な資金繰りを支援するため、「小企業応援資金」の**融資上限を緩和する**。

緩和内容

資金・枠	用途	融資限度額	緩和後
小企業応援資金	一般 運転設備	各 2,000万円 以内	各 3,000万円 以内

新規開業資金利率引下の延長

③ 平成29年度より3年間限定で措置されていた新規開業資金の融資利率引下について、**令和元年末を以て期限が到来するが、更なる新規開業促進のため3年間延長する**。

平成29年度改正内容

新規開業資金	平成28年度以前	平成29年度以降
創業サポート枠	1.20%以内	0.50%以内
創業枠	1.70%以内	1.20%以内 ※女性・シニア等はさらに▲0.2%

実績の比較（両枠合算）

		(百万円)	
H27年度創業サポート枠 創設		H29	150件 684
H27	76件 379	H30	127件 498
H28	100件 475	R1	116件 466

(12月末時点)